

令和6年度第4回小金井市市民健康づくり審議会会議録

日 時 令和6年11月21日(木) 午後7時00分～午後7時55分

場 所 小金井市保健センター2階 講堂

出席委員 12人

会 長	小 松 淳 二 委員	
委 員	小 森 哲 夫 委員	近 藤 俊 之 委員
委 員	田 中 達 志 委員	羽 田 野 勉 委員
委 員	森 戸 よう子 委員	富 永 智 一 委員
委 員	西 野 裕 仁 委員	田 中 智 巳 委員
委 員	中 谷 行 男 委員	鶴 澤 友 行 委員
委 員	鈴 木 康 之 委員	

欠席委員 2人

委 員	平 原 かおり 委員	松 本 亨 委員
-----	------------	----------

事務局職員

福祉保健部長	大 澤 秀 典
健康課長	伊 藤 崇
健康係長	渡 邊 知 子
健康係主任	萩 野 裕 人
健康係	山 田 梨 世

傍 聴 者 0人

(午後7時00分 開会)

○小松会長 こんにちは。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより令和6年度第4回市民健康づくり審議会を開催させていただきます。

初めに、委員の出欠及び資料に関して、事務局、お願いいたします。

○伊藤健康課長 本日の委員の出欠でございます。松本委員から欠席の御連絡をいただいております。現在、委員定数15名中過半数以上の出席をいただいておりますので、審議会として成立することを御報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。まず、事前送付資料です。次第、資料1、前回審議会からの変更点について、資料2、受動喫煙防止対策ガイドライン（案）、資料3、パブリックコメントの実施について。当日配付資料として、健康増進計画の進捗状況調査（令和5年度分）、参考資料として庁舎における喫煙所の設置状況調査結果、以上となります。過不足等がございましたら、事務局のほうにお申出いただきたいと思っております。

○小松会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思っております。

議事の1番目、受動喫煙防止対策ガイドライン（案）についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤健康課長 それでは、資料1、前回審議会からの変更点についてを御覧ください。

資料1につきましては、前回の審議会委員の皆様からいただいた意見等について、受動喫煙防止対策ガイドライン（案）に反映したため、その変更点を一表にまとめております。

まず、資料説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。1枚目、左のページ2と書いてあるところでございます。変更後の内容で、6行目、「（がん対策）及び」の次、「受動喫煙防止対策」と本来すべきところを、漢字の「受」が抜けておりますので、申し訳ございません、「受」の追加をお願いいたします。

それに伴いまして、資料2のガイドライン（案）の2ページ目です。上から3行目、同じく「受」という漢字が抜けておりますので、そちらにも追加をお願いいたします。

資料1についてはもう1か所ございまして、3枚目、ページ数で言うと16と17の間ですけど、ここに追加すべきところが、抜けてしまっていて、17ページに図を追加しております。ガイドライン（案）の17ページを見ていただくと、「2. 今後の取り組み」の下のところに図が挿入されています。前回これはなかったんですけど、今回ここを追加していますので、資料1のほうの16と17ページの間に「図を追加」というものが、本来であれば入ってくるべきだったというところがございます。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いたします。

では、続けさせていただきます。

資料1で、主な変更点としては、吸う人と吸わない人が快適に過ごせるように共存するようなガイドラインを定めたほうがよいという意見をいただいたことから、2ページ、3ページ部分にその旨を記載しております。

次に、13ページの部分で、ガイドラインの位置づけとして、東京都受動喫煙防止条例と整合を図って策定するものとしているため、目指す姿のほうに東京都受動喫煙防止条例を入れたほうがよいという意見をいただいたため、その部分についてガイドライン（案）に反映いたしております。

最後に、マナーの遵守についても御意見をいただいておりますので、17ページ部分にマナーについての記載を追記しております。

その他については、文言の整理等によって変更した部分となっております。

次に、資料2、受動喫煙防止対策ガイドライン（案）を御覧ください。

こちらのガイドラインですが、前回までに既に第4章まで示しております。今回はパブリックコメント実施前の最後の委員会となりますので、今回の審議会においてもガイドライン（案）全体を通して御意見をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

併せて、委員の皆様から御意見をいただきたいことがございまして、実は今回、第4回市民健康づくり審議会の前に、庁内の受動喫煙防止対策検討委員会というものを開催したところです。庁内検討委員会の委員から、ガイドライン（案）の4ページから11ページまでの部分については資料編に移してもよいのではないかというような意見、提案がございました。

理由としましては、4ページの第1章、6、受動喫煙防止の必要性の部分というのが、たばこの害や健康への影響を記載していて、喫煙しないほうがよいというふうに受け止められるということです。ガイドライン策定の目的に、今回吸う人と吸わない人との共存という部分を追加しますので、共存とするのであれば、ガイドライン本体ではなくて参考資料として後ろの部分に掲載するのがよいのではないかというような御意見をいただきました。

現状、担当としては、吸う人と吸わない人の共存をガイドライン策定の目的に追加しましたけれども、当初の策定の目的である市民の健康増進を図る観点から、生活習慣病の発症予防、がん対策及び受動喫煙防止対策を推進するための目指す姿を示すという考えに変更はないので、このままの構成でよいかと考えており、資料編には移してございません。今回、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

次に、参考資料を御覧ください。庁舎における喫煙所の設置状況調査結果でございます。前回の審議会において、中谷委員から要求のありました資料となります。

内容については、記載されているとおりでございます。

この資料につきましては、未確定の部分や、検討中というような話をいただいております。予定というのが前提となっていることから、今回参考資料として配付させていただきます。

参考資料として配付いたしますので、審議会後に、通常であれば市のホームページに掲載するんですけども、この資料については掲載しませんので、御承知おきください。

それに伴いまして、委員の皆様において、今回この資料はお持ち帰りいただいているんですけども、SNS等に掲載するなどというのは御遠慮いただくようお願いいたします。

説明は以上になります。

○小松会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局より御説明がございました。それでは、受動喫煙防止対策ガイドライン（案）について審議をしたいと思っております。皆様、御意見はございますでしょうか。

内容としては、事務局のほうに質問するというよりは、こうしたほうがいいのか、どうしたほうがいいのか、そういう形の御意見、御質問をお願いします。

○森戸委員 森戸です。先ほど市のほうから提案があった4ページから11ページを資料に移すというのは、私も今提案があったように、そのままいいかなと。ただ、私は、吸う人も吸わない人も権利を保障するという意味でこの文言が入ったと思うんですが、これを入れることで、第三者から見ると変に誤解をされることになったのかなと。ここはなくても、誰もが快適に過ごせるまちづくりの実現を目指すというところでもいいのかなというふうに思いましたが、残していてもいいんですが、もし誤解を与えたらなくてもいいのかなと、今私の思った感想なんですけど、そういうことです。

それと、もう一回読み直してみまして、前回提案しなかったんですが、11ページに、課題として、(2)に公共的な場所における受動喫煙防止対策ということがあって、武蔵小金井駅北口の商店街入り口にある私有地の喫煙所について書かれているわけですが、公共的な場所の定義というか、私有地も含めて公共的な場所はあるわけで、それも含めて受動喫煙防止対策を取ることが課題なのかなと。ここは武蔵小金井だけ書いてあるんですが、どこかで発言させていただいたんですが、東小金井にも、私有地ではありますけど、一つのオープンスペースの中で皆さんが寄ってきてたばこを吸うという場所があって、何ら対策が取られていないので何とかできないかという御相談をいただいたりして、その点で、「公共的な場所（私有地も含む）」みたいな、そういう言い方で、私有地も含めて課題となっているということを述べたらどうなのかなと。

もしそういうふうにするとしたら、13ページの目指す姿の一番下、「屋外」というところに「公共的な場所」とあるんですが、ここももう少し「私有地も含む公共スペース」みたいなことも入れてはどうかということでありまして、ずっと関連して14ページにも「公共的な場所」というのが(5)にあ

って、これも「屋外であっても」という言い方になっていて、これも「民有地も含む」ということで入れていただくとありがたいなと思っています。

最後の18ページにも、公共的な場所における受動喫煙防止の取組というのがあって、最後のところが「効果的な配置となるよう、公有地も含め」ということなんですけど、「公有地も含め」ということは民有地もということによいのかどうか。公有地という言い方がどこまでが公有地なのかということもあるので、その辺りの定義も含めてきちっとしておいたほうがいいかなと思いました。市のほうから見解をいただければと思っています。

○伊藤健康課長 健康課長です。「公共的な場所」というのが、特に健康増進法とかには定義はされていないんですね。今回このガイドラインを作成するに当たって、担当としては民有地も含めた公共的な場所というふうには考えてございます。

どういった場所かということ、不特定多数の方が利用する公共的な場所という意味で、道路だったりもそうだし、駅前のところもそうだし、そういった想定で「公共的な場所」というのを言っています。なので、民有地も含めて考えてはいるところです。どういう表記にするかというのは検討させていただきます。

○大澤福祉保健部長 補足だけさせていただきます。東小金井駅のほうで、とあるビルの階段を上がったところのたばこが吸える場所というところは我々も把握はさせていただいておるところでございます。そこを利用されている方がいらっしゃるところで、東小金井のかいわいの方からも、この辺何とかならないかというようなお話も伺っているところはございます。

今日の時点では、どのような形が適切かということもあるかと思っておりますし、御意見というような形で、どの程度まで時間をいただくかということはあるかと思っておりますけれども、意見としては承ってまいりたいと思います。

○森戸委員 森戸です。よろしくお願ひしたいと思います。

これから北口は再開発も進んで、オープンスペースができるわけですね。これは本当に公共スペース、公共的なスペースになってきて、ここがまたそういう形で皆さんが集まってきて喫煙所になったりするということも考えられますので、ぜひ民有地も含めたということで、そこは何らかの形で明記していただく、民有地でもそういう配慮をする必要があるよということをお願いできればということは要望しておきます。

以上でございます。

○富永委員 富永です。この前も意見を出させていただいたんですけども、ここに書かれている内容は科学的な妥当性に足りない気が若干します。僕は、この委員の中に喫煙をされる方がどのくらいいるのか分からないんですけども、喫煙をされる方の立場、僕は喫煙しないんですけど、見解が全く抜け

ている気がするんです。いわゆる締め出そうという一方的なインプレッションというか、禁止すれば禁止するほど吸う方はどこか逃げ道を探すのが一般的だと思います。東小金井についても、小金井市の北口のほうの場所についても。

なので、一方的に責め過ぎると吸う方との共存という意味にもならないですし、吸う人は吸い続けるので、どこかに必ず、先ほど森戸委員が言ったように、公共の場所をつくったら必ずそこで吸うようになると思います。なので、それをしないために今トレーラーを造ろうとか、そういった話をしているのではないかなと僕は思うので、一方的に締め出そうとする意見だけをまとめているというのは、審議会で審議しましたと言うにはお粗末なんじゃないかなと思います。

次に、書いてある内容なんですけれども、エビデンス的なところを見ると、今出ている論文とか、そういうものって、基本的には、がんになるのでよくないよと。たばこはがんの原因になるのはもちろん明らかなことなんですけれども、たばこを吸うことのよい点というのも一緒にまとめてあげないと、一方的な意見になりがちなんじゃないかなと。

例えば、これは受動喫煙防止のガイドラインですよ。でも、ここに書いてあるのは、吸っている方がどういうアウトカムを引き出すかが結構主軸を含めているんですね。受動喫煙をした人がどうなるかのエビデンスではないんですね。だから、それって、吸っている人ががんになるから受動喫煙防止のエビデンスになるというふうに直結しないんじゃないかと思っちゃうんですよ。

なので、文章の書き方だと思うんですけども、こちらは科学者として検定をするときに、仮説というものをつくって、仮説の片側検定として、片側のネガティブな結果になりますよねというのだけ検定をしてもエビデンスというのは低くて、反対側、そうでない側も検定をして比較対照するというのが本当は批判的意見の基本的な作法だと思うので、一方的な意見がとて多いかなというふうに感じてしまいました。受動喫煙防止対策だというのであれば、もっと受動喫煙だけに絞ってやるか、それとももっと一般化した喫煙することのメリット・デメリットを両方並べて比較対照して、さらに受動喫煙はこうですと3つに分けて、科学的に、だから受動喫煙はよろしくないとか、いいとか、結論を出すかどうかは別として、分けましようね、共存しましようねというふうに話を持っていくべきじゃないかなと思う。

これを読んでいると、審議したというには科学的根拠に欠ける言い方が多いなと。吸った人がどうなるかばかり書いて、受動喫煙とはと最後にちょこっと書いてあるだけですね。受動喫煙自体がどうなっているかというのは、あんまり根拠がない。

毎回言うようなんですけれども、がんがなくなるとか、がんにならないことイコール健康になることではないと思うんですよ。なので、たばこを排除して、それで人々が健康になるというふうに結論を持っていきたいのであれば、それって健康というものの概念の使い方が、疾患がないことイコール健康である

というふうに捉え過ぎなんじゃないかなと思うんですね。

健康とは何かって、この審議会が始まる時にいつも僕は問い詰めちゃうんですけど、健康って病気にならないことだけじゃないよねと。病気があっても、精神的にも肉体的にも幸せに生きていくことが健康であると思うので、そういう話をするとどうしても疾患をいかに排除するかばかりに意見が偏ってしまうのが僕は気になっています。

○小松会長 ありがとうございます。ただいまの意見に関してでもいいですし、御意見はございませんか。

○近藤委員 近藤でございます。今のお話で、ガイドライン策定の背景の3行があるんですね。「喫煙は死に至る病気の原因や妊娠中の喫煙で胎児の発育に悪影響を及ぼすだけではなく、周囲の非喫煙者の健康にも影響を及ぼすことが明らかになっています」と。富永委員のおっしゃっていることは、そもそもこれがおかしいということなんですか。

○富永委員 いや、これはおかしくないと思うんですよ。ただ、例えば根拠として挙げているところに、受動喫煙をして、何メートル四方の中で煙が届く範囲がどれぐらいのときにどれぐらいの疾患になるか、もっと受動喫煙自体の根拠を載せたほうが良いと思いますし、受動喫煙対策のガイドラインというふうにするのであれば、能動喫煙はこうなりますと書いてあるんですけども、そこを書くのであれば能動喫煙のポジティブサイドも書いて、ネガティブサイドも書いてというふうには書かないと、一方的な意見になってしまうんじゃないかなと。

○小松会長 6ページのところに、一応受動喫煙による健康影響と記載はありますけれども、どの程度の距離とか、そういうことまでは記載していないので、その辺まで載せたほうが良いということですね。

○近藤委員 そこまですると、確かに、この3行を前提としてしまうと、富永委員の言うことであれば、この3行の根拠ですよ。これだと、単なる受動喫煙がいけないと言っているんですけども、どの程度までを受動喫煙というんだということを、富永委員はまずそこを示さないと受動喫煙防止というのがどこまでのものかということがはっきりしないんじゃないかとおっしゃっているのかなと理解したんですけども。

先ほど能動喫煙のお話をされましたけど、ここでは能動喫煙のことについては全く最初から触れていないわけで、能動喫煙のプラスの問題は確かにあると思うんですが、それは触れなくても私はいいんじゃないかと。ただ、最初の3行で、今受動喫煙がいけないよという前提に立ったとき、もしエビデンスが必要とすれば、受動喫煙というのはどの程度のものであって、その場合どのぐらいの影響があるかというのが、確かに5ページ、6ページに総説的というか、概略的には書いてあるけど、今のところ、詳しい副流煙の場合の有害物質のことが出ているので、書き方ももう少し、ただ、副流煙といっても、委

員がおっしゃるように、どの程度離れた場合副流煙が影響するかというのは、私は、分かりませんけれども、その辺をもっとはっきり書いたほうが良いということなのかなと理解はしたんですよ。

○富永委員 まさに近藤委員の言うとおりで、副流煙というのであれば、例えば喫煙所をトレーラーで造るじゃないですか。その中って、完全にみんながみんな空気を吸うというので悪いことは明らかかなんですけど、じゃ、北口に吸える場所を設ける、屋外の形にすると、その近くを通った人も受動喫煙になってしまうのかとか、そうしたら屋外は全部禁止にしようねというふうに、受動喫煙だったら、じゃ、何メートル離れていればいいのかみたいな話になってきちゃうと思うんですね。そうすると、あそこの近くで、例えば東小金井のどこかの2階でたばこを吸っているからなくしたほうが良いという、じゃ、何でなくしたほうが良いと思うんですかという根拠がはっきりしなくなっちゃうんですね。北口の喫煙されているところの近く、あれは嫌だという意見を言われる方がいらっしゃるとすれば、何で嫌なんですかと。受動喫煙ってこうこうこういうものですよ、そこを通らなければいいじゃないですかみたいな。でも、あそこにあるのは嫌ですみたいな感情論的なものになってしまっていたりするので、今後うちらが喫煙される方もされない方も両方認めますよという大きな視点で話を進めていくのであれば、ちゃんとした根拠も書きつつ、一方的にならないほうが良いよという話ですね。

○森戸委員 森戸です。今の富永委員のお話を伺って、この防止対策って喫煙する場所を廃止しようかという意図ではないと思うんですね。喫煙している人もいるわけだから、ちゃんと分煙をして喫煙場所を確保するための対策を取りましょうという、その線引きをどこでしましょうかという所だと思います。その対策を取るんだということであって、私が東小金井の例を申し上げたのは、そこを廃止するのではなくて、吸う人がいるんだからきちっと分煙できるようにしていただきたいと。

もちろん、例えば富永委員がおっしゃるように、じゃ、範囲としてどこまでが受動喫煙になるのかと。吸っている人の1メートル以内なのか、2メートル以内なのかというのは、私は科学的には分かりませんが、いずれにしても煙が舞っているところを通り過ぎる人は当然それを吸うわけですから、それはやっぱりよくないから分けましょうということかなと思っていて、このガイドラインはそこに目的があるんじゃないかと思うので、排除ではないと思うんですね。どうなんでしょうか。

○富永委員 まさにそのとおりだと思っていて、排除するためのものではないので、だからこそ喫煙されている側の立場の意見も、何でその人たちは喫煙したいと思っているのかとか、一方的じゃないところも比較対象に入ったりとか、先ほど森戸委員がおっしゃったように、何メートル以内だと受動喫煙になっちゃうからそこは避けたほうが良いですねという根拠を書いたほうが良いのかなという。一方的に害ですというのばかり押された書き方をされているようにインプレッション、見てしまうので、そうすると吸っている人たちは何か悪いことをして、罪人みたいな感じになっちゃうと思って、より窮屈

な気持ちになってしまう。そうすると、喫煙所とかをせっかく造ったとしても、その人たちはいやと思ってそこで吸うのに悪いことをしているみたいな空気になってしまうと思うので、そういう見方にならないような情報を入れてもいいんじゃないかなと思います。

○小松会長 ほかに御意見はございますでしょうか。

○田中（智）委員 今の意見とはまた別の意見でもよろしいですか。

○小松会長 ええ。

○田中（智）委員 11ページの課題の（2）の部分なんですけれども、ちょっと文章に違和感を感じていて、武蔵小金井北口商店街の民有地の1点だけが名指しされているじゃないですか。前回のときも、ここの民有地の所有者の方と市のほうはもう接点を持たれているんですかという質問をさせていただいたと思うんですけど、もし全く知らないでこういうふうにかかれたら、多分気分を害されると思うんですよ。この後、所有者の方に協力いただいてここに何かを建てるとなったときにも、交渉がスムーズに進みづらくなるんじゃないかなという心配を、僕はこういうのを見ると思ってしまうんですね。僕が民有地の所有者だったら、ちょっとへそを曲げるなと思いましたので。

結局、所有者の方も、例えば歩きたばこをするぐらいだったらうちの土地で吸ってもらったほうがみんなに迷惑がかからないからという親切心であそこを開放されているんじゃないかと思うので、この文章を見ると悪者的に見ちゃうような気がするんですね。北口の民有地が解決したとしても、このガイドラインって生き続けるわけじゃないですか。なので、この1点のみみたいな書き方は、私はガイドラインの基本が分かっていないんですけど、よろしくないんじゃないかなと僕個人としては思ったんですが、実際こういうものなんではなかね。その辺が分からなかったんですけど、僕がこの民有地の所有者だったら気分を害するなと思ったもので意見させていただきました。

以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

お願いします。

○中谷委員 社会福祉協議会、中谷と申します。よろしく申し上げます。

私も、今の議論とは違うところもあるんですけど、最初に事務局のほうからあった4ページから11ページの記載する場所ということですけど、事務局から提案のあったこの位置でということでも私もいいと思っています。

今も議論がちょこっと出ていましたけど、受動喫煙とか喫煙のメリット・デメリットみたいなことも含めて、ガイドラインをどう作成すべきかという観点もあるんですけど、多くの方が思っていらっ

しゃるのは、やっぱり受動喫煙をすることで、たばこを嫌悪するような方にしてみると臭いを嗅いだだけで喉が痛いとか目が痛いという、そういう身体的な症状が出るというのもいろんなところでも言われていると思う。そういう影響もあるという前提でいくと、いわゆる喫煙をしたときの病気のリスクとか、それから受動喫煙を受けたときの疾病のリスクの状況というの、客観的な事実という側面がありますのでしっかりとこの中に盛り込んでいくという考え方でいいのかなと、その意見としては思いました。

2つ目は、参考資料で、私のほうで、庁舎のほうの状況をお調べいただきましてありがとうございます。おっしゃるとおりで、これは今後ということになりますので、本審議会だけではなくて庁舎の中で共有されていると思いますので、今回のガイドラインを含めて適切な考えでもって措置をしていくということを検討していただければと思っております。ありがとうございました。

あとは、先ほど言った吸う人のメリット、私はかつて喫煙をしていました。20年ぐらい前にやめて、今は吸っておりません。吸っているときに思っていたのは、変な話、体重が増えないとか、確かにいらしたときには気分が落ち着くとか、それからこれは喫煙をしている人が喫煙場所でのコミュニケーションで、通常の会議とかお仕事の悩みとかというのは喫煙をしている場所で皆さんで話ができるみたいなところで、確かにそういう気持ちになっていた時期があります。

一方で、たばこをやめたときには、たばこを吸っている時間をもったいないじゃないとか、かえってたばこを吸うことで家庭内で家族から拒絶というか、お父さん、そういうところで吸っちゃ駄目よみたいな話で言われるというのもあるって、いい意味、悪い意味あると思うんですね。

そこを補完する意味で、何か今改善する方法はないのかなとずっと考えたんですけど、これからパブコメをするわけなので、先ほど富永委員がおっしゃっていましたが、パブコメって意見を自由に求めるところもあるんですが、自由に、アンケートじゃないんですけども、先ほど言ったように喫煙をすとか、非喫煙者の方の気持ちとかというのが酌み取れるような、そういうものもこの時期です。で仕組み的に考えて、参考にほかの市民の方も喫煙をされる人の気持ちとか受動喫煙を嫌がっているという気持ちとかを実際に生の声で聞く。ちょっとの数かもしれませんが、そういうのを工夫されたいんじゃないかなと思ったので、これは意見として申し上げます。

以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

お願いします。

○羽田野委員 提案のありました資料編に移すどうのこうのって、そもそも論ですから、絶対に残すべきだと思いますね。これが根拠になっていると思うんですね。

あと、森戸委員からも御意見が出ている吸う人も快適に過ごすというのが誤解を招いたというのは、まさしくそのとおりだと思うので、吸う人が快適に過ごすというイメージが私はよく分からないですね。吸うこと自体は法律に違反していないから、それを制限するというような捉え方もできないことはないですけれども、要するに、私なんかは、極論ですが、ニコチンの中毒でどこでもいらいらして吸いたくなっちゃうわけですね。だから、誰も見ていないと思って公園で吸ったり、歩きながら吸ったり、これはモラルの問題もあると思うんですけれども。だから、そういうのを規制しつつ、規制という言葉はよくないと思うんですが、分煙をさらに喫煙者の中で意識させるという行動が強く出るようなものでないと、受動喫煙の問題は解決しないと思うんですね。だから、何メートルかじゃなくて、不快に思う人がいるならその範囲ということで私は考えます。ちょっと極端な意見かもしれませんが、受動喫煙、たばこは嫌という人はそういう人が多いんじゃないでしょうか。それが市民感覚だとは思いますが、以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

○森戸委員 森戸です。何度も申し訳ないです。

先ほど言われた11ページの(2)の特定の場所を書いているというのは、私も今御指摘されて確かにそうだなと思いましたので、全体がよろしければもう少しこの言い方は変えたほうがいいのかと思いました。ですので、諮っていただければありがたいと思います。

○小松会長 ほかに御意見はございますでしょうか。

○近藤委員 近藤です。森戸委員がおっしゃられたとおりで、私も、「特に」から「入り口にある」まで削除したらいいんじゃないと。というのは、先ほども森戸委員が、前回も今回も東小金井駅周辺の話がされていまして、つまり公衆喫煙所はないんだけど民有地の喫煙場所があると。例えば、そこは対策が不十分であるというような、どこも特定をしなくても、でもそれに対して何らかの対策が必要だという認識でいいのではないかと、田中委員と森戸委員のお考えを聞いて、私もここは特定しないほうがいいだろうと思いました。

○小松会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、皆様から様々な御意見を頂戴いただきましたが、今回の審議会がパブリックコメント実施前の最後の審議会となりますので、いただきました御意見に関しましては、会長というか、私に一任させていただきますようお願いしたいと思います。もちろん私が1人で決めるわけではないんですが、私と事務局で調整して、事務局において最終案というか、そういうものを作成したいと思います。それを、後日委員の皆様へ送付いたしますので、それに対する御意見をまた賜ればと思います。

○大澤福祉保健部長 意見の整理でございますが、吸う人のメリットや受動喫煙の根拠という御意見をひとついただいたかと思っております。

それと、2点目として、要は吸う人と吸わない人の快適ってなかなか分かりづらいというところが2点目かと思っております。

3点目として、先ほどの11ページにありました「特に」というところが特定できる表現はいかがかというような形で、大きくこの3点の御意見という形の整理でよろしいかどうかだけ、すみません、確認だけさせていただければと思います。

○小松会長 よろしいでしょうか。

○森戸委員 森戸ですが、吸う人のメリットという言い方をされているんですけど、私はすごく違和感を感じていて、できればやめたいと思っているんですけどなかなかやめられなくてという方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですよ。その辺りが、精神的安定のために吸っているということなんだろうと思うんですが、メリットと言っていいのかどうかというのは、逆に受動喫煙している側からすると反発になっていかないかなというふうに思ったりして、その辺りがどうなのかなという。

○富永委員 確かに喫煙しない側はそう思われるんですけど、だからこそ喫煙される側の意見も入れないと情報の偏りになってしまうと思うんですよ。

例えば、今、たばこ自体は、吸う人は減ってきているけれども、電子たばことか、違う種類にどんどん移行して行って、そっちを吸われている方は若者を含め一定数、かなり多いわけですよ。じゃ、どこまでをたばこ定義するのかという問題もどんどん出てきて、話がもっと深くなってしまいますので、一定数、お酒も車もそうですし、嗜好品と言われているものというのは、今はたばこにすごくフォーカスされていますけど、死亡率を見たらアルコールや運転のほうがはるかに高いわけですよ。だから、そこをもっと大きな視野で見ずにたばこを禁止するだけで何かがよくなると考えているとどうしても視野が狭い見方になってしまうので、電子たばこを含め、嗜好品として使われている方が多いというのも、どんな割合かは僕は調べていないので、今電子たばこを吸われている方がどれぐらいいるのかは分かりませんが、だから、1割でも2割でもいる人たちの意見もある程度は入れないと公平に判断したとは言いがたいんじゃないかなと僕は思ってしまうので、やっぱり片側検定だけじゃ駄目だと思うので、両方の意見を言って、皆様の総意がたばこは廃絶して駆除しようという流れなのは何となく感じるころではあるんですが、医師としてももちろんないほうがいいと思うんですが、それを公平に判断する、ジャッジするのであれば両方の意見を一定数入れないと公平に判断したとは言えないんじゃないかという意見です。

○大澤福祉保健部長 事務局です。私は吸うほうなのであれなんですけれども、違った視点ではあるん

ですが、逆に自治体として、今、いわゆる分煙環境の整備というものが、たばこ税を頂いている観点から、視点があるところはあります。その辺の言葉も含めた形で中で検討させていただいて、また皆様方に御覧いただくというような形でお預かりをさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○小松会長 受動喫煙に関する影響としては、メリットはほとんどないので、その点は記載のままでいいと思います。

本人の影響に関しては、もちろん健康被害の問題と、メリットの部分ですけれども、どこまでメリットという言葉で記載するかということも含めて、そちらのほうに関しては喫煙される方がそれほど不快に思わない記載になるのが望ましいと思いますし、ただ、たばこを毛嫌いしている方が、これじゃ予防してないじゃないかというような、さじ加減というか、その辺は難しいところだと思うんですけど、その辺はまた検討させていただきたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。先ほど、部長のほうから3点を中心というお話でしたけど、内容に関してはそれでよろしいでしょうか。

では、事務局と調整させていただいて、先ほどのようにまた最終案を作成して、また最終的な、こういう会議ではないですけれども、御意見をいただければと思います。

それでは、次に、議事の2番目、パブリックコメントの実施について、事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤健康課長 それでは、資料3、パブリックコメントの実施についてを御覧ください。

これまで皆様に審議していただいた受動喫煙防止対策ガイドラインについて、今後市としてその案をパブリックコメントにかけてよいか意思を確認した後、パブリックコメントをさせていただきます。市民の方々から意見を募集させていただく予定です。

募集期間としては、記載しているとおり、令和7年1月15日から2月14日までの1か月間とします。

パブリックコメントの実施の周知については、市報の1月15日号、市ホームページ、あとは市公共施設に置いて周知する予定としております。

その後、いただいた御意見に関しては内部で検討して、この後第5回の審議会を3月に開催する予定でございますが、そこでパブリックコメントの回答及び受動喫煙防止対策ガイドラインについて最終審議をしていただいて決定していく流れを予定しているところでございます。

説明は以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の御説明に関して、御質問はございますでしょうか。パブリックコメントに関しては、よろしいですか。

それでは、3番目、その他（令和5年度健康増進計画（第2次）進捗状況調査について）、事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤健康課長 それでは、当日配付資料、健康増進計画の進捗状況調査（令和5年度分）を御覧ください。こちらは、第2次健康増進計画に関する令和5年度の進捗状況の結果となっております。

資料の構成としましては、資料の左から、施策、個別事業取組、内容、担当課、令和4年度の実施状況、令和5年度の実施状況を記載しているところがございます。

実績等は記載してあるとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。御確認いただければと思います。

第2次健康増進計画の進捗状況の結果なんですけれども、第2次健康増進計画というのは、計画期間としては令和5年度までとなっております、令和6年の3月に、皆様、審議していただいた方も多いので覚えていらっしゃるかと思いますけれども、令和4年度までの実績を基に既に第3次の健康増進計画を策定しているところです。

第2次健康増進計画に記載してある個別事業取組につきましては、ほとんど第3次健康増進計画のほうで継続して実施しているところで、今後もその取組を推進していくこととしておりますので、今後は、この施策に記載されている取組については、第3次の健康増進計画においても進捗状況を確認していく予定としているところがございます。

簡単ですが、説明は以上になります。

○小松会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議事に関してはこれで終了となります。

続きまして、大きな3番のその他ですが、委員の皆様、事務局から何か御意見はございますでしょうか。

○伊藤健康課長 事務局です。

○小松会長 お願いします。

○伊藤健康課長 それでは、次回の第5回市民健康づくり審議会についてなんですけれども、先ほどパブリックコメントを実施するということを御説明させていただきました。次の開催時期としては、パブリックコメント終了後の令和7年3月頃に開催を予定しております。まだ日程等が確定しておりませんので、決まり次第正式な開催通知などを送付させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○小松会長 ありがとうございます。

では、以上をもちまして令和6年度第4回市民健康づくり審議会を終了いたします。皆さん、本日はどうもありがとうございました。

— 了 —